

フーコー『監獄の誕生』再考

藤田，雄飛
九州大学大学院人間環境学研究院（教育哲学）

船原，将太
九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻：博士後期課程（教育哲学）

塚野，慧星
九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻：博士後期課程（教育哲学）

<https://doi.org/10.15017/6768601>

出版情報：教育基礎学研究. 15, pp.47-67, 2018-03-26. Faculty of Human-Environment Studies,
Kyushu University

バージョン：

権利関係：



フーコー 『監獄の誕生』 再考

藤田 雄飛・船原 将太・塚野 慧星

1. はじめに——教育学の誤謬？

『監獄の誕生』¹との邂逅以降、教育学の諸研究はパノプティコンの図式をそのまま教室空間へと当てはめ、その困難な構成をもって教室という近代教育の「場」の閉塞感を糾弾してきた。それは教育空間の権力的構成に関する理論研究において明示的に言及されるというよりは、教育学の専門あるいは入門に関わるテキストにおいて暗黙裏に想定される形で深く浸透してきたと考えられる²。

そこにおいて語られたパノプティコンと教室とのアナロジーの図式は明瞭である。教室空間は外部世界から隔てられ、閉ざされることによって子ども達を内部に囲い込んでいるのであり、そこでは監獄の看守さながらに、教壇に立つ教師が子ども達を個別化し、監視のまなざしを注いでいる。それは近代教育がその効率性と管理への欲望ゆえに、パノプティコンの構成を導入したかのような物言いを内奥に含み続けて来たと言ええる。ここにあるのは、パノプティコンの理念が実現された近代教育の教室という見立てに他ならない。

暗黙裡に結びつけられたこの連続性はしかし、『監獄の誕生』においてフーコーが記した構成を転倒させてしまっていないだろうか？ 実のところ、この見立ては教育学者が近代教育批判を試みる欲望のもとで『監獄の誕生』に触れ、無意識のうちに接続してしまった不幸な接続の帰結だったのではないか？ それゆえ今日、あらためて以下のように問うことは、フーコーの仕事に対する教育哲学からの真摯な応答という意味でも無意味なことではないだろう。果たしてこれまで教育学は、フーコーが著した『監獄の誕生』のインパクトをきちんと受け止めてきたのだろうか？ 「パノプティコン」の新奇性と熱気にうかされるあまり、教育空間の構成をこの図式のもとで安易に語ってきはしなかっただろうか？ と。

こうした問いは何より、『監獄の誕生』をどこまでも「地味に」読み解いていく作業を私たちに要求しているように思われる。この書は刑罰や病を巡る諸実践と諸言説とともに多くの教育や矯正に関わる場面を描いているが、そうした具体的な相が示しているものの意味へと真摯に立ち返り、同書のフーコーの思想へと接近していくことが本研究の内実をなすことになるだろう。それは同時に、この稀有な書を、教育・矯正と権力との複雑な絡まり合いに関する原理研究の書として読み解くものとなるはずである。

その際、本研究ではフーコーの一見些細な、しかし偉大な方法論とも言うべき思考の

スタイルに敬意を払いながら論述を進めていくこととする。それは、言うなれば歴史を単線状の流れとして捉えることを戒める意志と関わっている。現代に生きる我々が1本の線分上の両端の事象を因果のもとで見るとしても、その生成過程においては複数の現象と言説の線分が絡まり合っていたのであり、この線分の絡まり合いを丁寧に解きほぐしながら描いていくことこそがフーコーのスタイルであったと思われるからである。それは本研究が中心的に取り扱う規律・訓練についても該当する。規律・訓練のある時代に突如として創出された権力の技術として捉えることにフーコーは細心の注意を払いながら、次のように語っている。

（規律・訓練という：筆者注）こうした新しい政治解剖学が《考案》されたのを突然の発見のように理解してはならない。むしろ、起源のさまざまな、出所もばらばらの、しばしば些細な過程の多種多様な集まりとして、さまざまに裁ち直されたり、くり返し現れたり、互いに模倣したり、相互に支えあい、適用領域のちがいで区別され、近似的なものになり、徐々に、総括的な方策の完成図を描き出す、そうした諸過程の集まりとして理解する必要があるのだ。それら諸過程が活動していたのは最初は私立学校において、後には小学校においてであり、それらは施療院の空間をゆっくり攻囲し、数十年の内に軍隊組織を再構造化した。その諸過程の拡がりとは時としてたちまちのうちに、ある地点から別の地点（軍隊と技術学校のあいだ）へ及んだし、また時にはゆっくりと、しかも一段と控えめに（大規模な工場の老獪な軍隊組織化の例）及んだ。（144=162-3a.）

このフーコーの言葉は本論全体の方向性を照らし出す見取り図としても極めて重要である。これから見ていくとおり、私たちの素朴な想定とは異なって、ある政治的な技術の総体としての《規律・訓練》は突如考案されたのではなく、さまざまな領域におけるさまざまな要請に応じる過程が織りなす線分が寄り集まった先で形成されていった「一般的で根本的な変容」として理解されなければならない（144=163）。こうしたフーコーのスタイルに忠実であるために、私たちもまた彼と共にこの絡まり合った線分を解きほぐす作業に入っていこう。

2. 身体刑・改革者・監獄

2-1. 身体刑から適切な処罰へ

周知の如く、『監獄の誕生』はルイ15世に対して殺害を企てたダミヤンに対する身体刑の華々しさをめぐる記述から始まり、ベンサムが発明したパノプティコンに象徴される18世紀末以降の監獄へと議論が進められてゆく。従来の研究を概観するならば、フーコーによる鮮やかな議論の展開ゆえに、身体刑から監獄への移行は単線的な出来事で

あったかのように語られることが多い。しかし、フーコーにとってそれは決して単線的な出来事として記述しうるものではなく、18世紀の改革者の構想をそこに位置づけなければならないような、複線的な出来事として記述されるべきものであった。そうであるがゆえにここでのフーコーの戦略は何より、刑罰形態をめぐる様々な言説の絡み合いを解きほぐしながら、こうした移行の過程を緻密に分析することにあったと言ってよいだろう。本章では、同書の第1部・第2部をおよそ図式的に整理しながら、身体刑から監獄へと至る過程をフーコーとともに跡付けることにしたい。

そもそもダミヤンに対して課された処刑は、「処罰する権力の明示のために組織される祭式」(39=44)を顕著に表しているという点で、18世紀までの身体刑を特徴づけるのに最も相応しいモデルである。この場合、処罰権力を象徴する中心的人物は君主であり、法の侵犯は君主権に対する攻撃に等しいものと見なされた。したがって身体刑は、毀損された君主権を再興するため、その苛酷さを見物人に見せつけるような仕方で、ある種の祭式として執り行われなければならない。そして、その祭式を最も華やかに彩るにあたって、処罰権力が捉えたものこそ身体であった。君主権の優越性は「敵対者の身体に襲いかかりそれを支配する君主の物理的な力」として誇示されるのであって、敵対者の身体に対して過酷なまでの危害を加え、それを通じて見物人に恐怖を与えること、こうした「恐怖の舞台」で演じられる祭式こそ、身体刑を駆動させる力学だったのである(52-3=59-61)。

しかし、やがて18世紀の改革者から身体刑の変革を求める言説が現れるようになる。身体刑の苛酷さを緩和すべきであるとする改革者の主張は、表面上は、犯罪者の「人間性 humanité」(78=88)を擁護するものであるかのように見える。しかしながら、その根底において、改革者の主張を促していたのは経済策に基づく動機であった。「少なく処罰する」のではなく「より良く処罰する punir mieux」こと。そうすることによって、「過酷さを和らげたかたちで処罰することになろうが、しかし一層多くの普遍性と必然性による処罰であること、処罰する権力を社会体のいっそう奥深くに組み込むこと」こそ、改革者が求めていたものであった(85=98)。それゆえ「より良く処罰する」とは、より道徳的に処罰することを意味するのではない。改革者は身体刑に欠落していたであろう「技術」を刑罰に組み入れることによって、より適切に処罰することを企図しているのである。「社会体のなかで処罰を調整しその成果を適合させるため、新しい技術を見つけ出すこと。懲罰を正規のものに整え、完成させ、普遍化するため、新しい原則を定めること。その技術の行使を同質的なものにすること。その技術の効果を増し、その回路を多様にするによって、その経済的で政治的な費用を減らすこと」(92=106)。

こうした改革者の構想をめぐって、フーコーがその注意深い眼差しを向けるのは、身体から精神へとその関心を向かわせる権力の在りようである。処罰権力を社会体の深い次元に組み込むにあたって、人々に恐怖を与える場として相応しいのは身体の次元より

むしろ精神の次元でなければならないのである³。「つまり、その場はもはや身体であってはならない、身体刑の祭式における、極度の苦痛と派手な印 *marques* をもたらす祭式中心の営みであってはならない。それは精神でなければならない、いやむしろ、すべての人々の精神のなかに、控え目に、たが明確に、是非とも拡がってほしい表象と表徴の作用でなければならない」(103=120)。とはいえ、この新たな恐怖は、毀損された君主権を再興しようとする物理的な力に起因するものではない。改革者の構想において、法の侵犯とは社会全体への攻撃であって、人々に与えられるべき恐怖とは、社会全体に対する敵と見なされうる可能性に起因するものなのである(92-3=106-8)。

このような関心を背景としながら、改革者は「表象 *representation*」(あるいはその構成要素としての「表徴 *signe*」)を最大限に活用しようとする。種々の犯罪をそれに相応する懲罰の表徴と結びつけること、こうした類推の操作を通じて形づくられる、犯罪と懲罰との合理的な対応関係をひとつの表象として広く社会に浸透させることが重要となる。「ある犯罪にかんして、適当な懲罰を見つけるということは、不利益の観念がいちじりしいので犯行の観念が最終的には魅力を失ってしまう、そうした不利益を見つけることである。(…)つまり問題となるのは、互いに対立する価値をもつ対の表象をいくつか組み立てることであり、向かい合う力のあいだに量的な差異をつくりだすことであり、さまざまな力の動きを一つの権力関係に従属せうするような表象=妨害の或る作用を確立することである」(109=123)。フーコーが着目するように、改革者のひとりであるベッカリアの言葉はまさにこうした関心を表明するものであろう。「身体刑の観念が、か弱い人間の心につねに浮かぶようにして、犯罪へ駆り立てる感情を押しなければならない」(109=123)。

しかしながら、改革者の期待に反して、当の社会的実践は別の方向へと向けて歩んでゆき、「またたく間に監禁が懲罰の本質的形態となった」(119=135-6)のである。改革者の構想において監禁が規定されていないわけではない。監禁は種々の犯罪に相応する刑罰のひとつに規定されてはいる。それにも関わらず、改革者にとっては「軽罪への種別的な懲罰」(118=134)でしかなかった監禁、そして、この監禁を実現する刑罰形態としての監獄が、いまや社会の中心的な位置を占めるようになるのであった。

2-2. 権力の適用地点としての精神と監獄

身体刑から改革者の構想へと至る線分において、権力が身体から精神へとその関心を向けるようになった点についてはすでに確認した通りである。こうした線分とは異なる次元で現れてきた監獄もまた、身体のみならず精神へと関心を向けるものであり、この点において改革者の構想と重なり合うかのように見える。しかし、監獄は改革者の構想とは異なって、表象のいわば戦略拠点となりうる場としての精神ではなく、「行為を生み出す根本としての身体および精神」を視野に収めている。したがって、監獄において想

定される精神とは、「習慣の座である範囲での精神」であり、言うなれば、身体的な動作と結びついた精神でなければならない (131=152)。

こうした権力の適用地点をめぐる関心の違いは、監獄が「矯正 correction」に関する独自の論理を支えとしている点と密接に関連したものである。フーコー自身が留意する通り、改革者の構想においても矯正の論理が存在しなかったわけではない。表象を介して処罰権力を社会体の深い次元に組み込むこと、こうして人々に恐怖を与えることにおいて「個人的な矯正」(131=152)が目指されていることは確かである。しかし、そうはいってもここでの矯正とは、フーコーが「処罰の都市」という術語によって示そうとするような、「社会空間全体」を場とするような矯正として理解されなければならない。「前者(処罰の都市：筆者注)では、刑罰権力の作用は社会空間全体のなかに広がっていて、情景・見世物・表徴・言説としていたるところに現存するし、開かれた本のように読み解くことが可能であり、市民たちの精神を恒常的に再コード化 recodification することで作動する。犯罪の観念と結びつけられた例の妨害(刑罰による)を用いて犯罪の抑止を確実にする」(132=153)⁴。これに対して監獄における矯正は、「強制権を中心とする制度」と結びつくような、「処罰権力の緻密な作用」として展開される。「後者(強制権を中心とする制度：筆者注)には、処罰権力の緻密な作用がある。つまり、罪人の身体ならびに時間の入念な掌握であり、権威ならびに知にもとづく一つの体系による罪人の動作・行動の取締りである。罪人をひとりひとり矯正する redresser ために彼らに課される動作・行動の取締りである」(132=154)。

したがって、身体刑から監獄へと至る過程において、いまや注目すべきは、身体刑から改革者の構想へと至る線分よりむしろ、改革者の構想から監獄へと至る線分であろう。「矯正施設 réformatoire」としての位置づけを持つ監獄、それは18世紀末にオランダ、イギリス、アメリカで建設された監獄に始まる。これらの監獄は「犯罪の消滅」ではなく「再発防止」を機能とするという点で、改革者の構想との近似点を示している(129=150)。しかし、監獄において新たに要請される道具は、表象(あるいは表徴)ではなく訓練 exercice でなければならない。ここでは「時刻表・時間割・義務としての運動・規則的な活動・ひとりひとりの瞑想・共同での労働・静粛・勤勉・尊敬・良い習慣」を通じて罪人を訓練する。また、ここで想定されるべき主体とは、社会の利害関係の内に措定される法的主体ではなく、身体的な動作と結びついた精神に対する細やかな配慮に貫かれた服従主体である(131=152)。

さて、私たちはここで、身体刑から監獄へと至る過程を順次継起する連続的な線分として把握してはならない。18世紀末において社会は、身体刑と改革者の構想と監獄、これら3つの刑罰形態を有していたのであり、来るべき社会へと向けて、そのいずれをも選択する可能性が開かれていた。フーコーはその緻密な分析を通じて可視化した複数の線分を、通時面ではなく共時面に再配置することを怠らない。「いずれにしても次のよう

に言ってよいだろう。18世紀末に人々が直面しているのは、処罰権力を組織化する3つの方法である」(133=154)。しかしながら、これら3つの刑罰形態の内で社会の中心的な位置を占めるようになるのは、監獄であった。だからこそフーコーは『監獄の誕生』の第1部を締めくくるにあたって問題をこう定式化する。「どんな理由によって、身体中心の処罰の行使（しかも身体刑ではないところの）と、その制度上の支えである監獄が、懲罰の表徴とそれを流布させていた、口伝えの効果をねらう〔処罰の〕祭式という社会的作用にとって替わったのか」(134=155)。

この問いに私たちを惹きつける序曲であるかのように、フーコーはその注意深い眼差しを18世紀末に建設された監獄の見本（オランダ、イギリス、アメリカの監獄）に先立って、16世紀にアムステルダムで建設された「研磨の獄舎」に向けている。「教育面と宗教面における個々人の作り替え」という16世紀独自の理論を体現したこの施設は、18世紀後半に想定された「罪人懲治技術」と結びつくような、監獄の最古の見本であるとフーコーは述べている（124-5=142-3）。したがって、独自の矯正の論理を支えとする監獄の登場がその歴史的な萌芽を法学の領域において有していたという点に、さしあたっては留意しておく必要がある。しかし、こうした留意を踏まえてもなお、監獄がまたたくまに社会の中心的な位置を占めるようになったということ、この謎を解明することにこそフーコーの関心があると言ってよいだろう。次章で論じることとなる通り、そのためにフーコーは法学の領域からあえて離れて、監獄が広く浸透することを可能にした社会的素地に目を向けることになる。そして、監獄とは異なる文脈で醸成されながらも、その内部で作用してゆくことになる権力、「規律・訓練的な権力」と呼ばれるあの権力が生成してゆく過程をフーコーは描き出すことになる。私たちはフーコーとともにその過程を追いながらも、そこにおいて不可欠な役割を果たしたであろう「教育」の位置づけ、すなわちその固有の文脈において矯正の論理を構築してきた「教育なるもの」の位置づけに焦点を当てたいと思う。

3. 規律・訓練と《細部》を巡る政治解剖学

3-1. 《細部》へのまなざし

《規律・訓練 discipline》、18世紀に社会を覆い、人々を巻き込んで行くこの権力のメカニズムとその広範さ、そしてそれが人間を巡る知に対してもたらしたものの意味について、まずはじっくりと見ていくことにしよう。そこでは権力のさまざまな技術が個人とその身体を貫いていく。

例えば17世紀初頭において頑健さと勇気を生まれつきの表徴として有することで語られた兵士の理想像は、18世紀後半にはもはや生得的であることを求めてはいない。この時代において兵士は「造り上げられる或るもの」となるのであり、「徐々にではあるが、計画に基づく拘束が、身体各部にゆきわたり、それらを自由に支配し、身体全体を服従

させ、恒久的に取り扱い可能にし、しかも自動的な習慣となって暗黙の内に残りつづける」ことが目指されるようになる（141=159-160）。それは兵士の身体を巡る言説にとどまるものでなく、言うなれば、古典主義時代の権力と身体との関係を如実に表すものだったと言えよう。「身体は権力の対象ならびに標的として完全に発見された」のであり、それはラ・メトリーの『人間＝機械論』が示すとおり、医学や哲学による「解剖学＝形而上学の領域」と、軍隊・学校・施療院を包み込む「技術＝政治の領域」とからなる、身体へと向けられた大規模な関心であった（142=160）。

なかでも、『従順 docilité』の概念とその図式にフーコーは注目する。

18世紀にかくも多大な関心がよせられた、従順さにかんするこうした図式のなかで、斬新なものはなんであったか。なるほど身体がきわめて緊急かつ切実な攻囲の対象となったのは確かに今回が最初ではない。どのような社会においても身体は、ごく緻密な権力の内側で捕捉され、その権力は身体に拘束や禁忌や義務を課すのである。しかしながら、今回の技術では、いくつかの事柄が新しい。まず取締りの尺度。すなわち、不可分な統一単位でもあるかのように身体を、かたまりとして、大ざっぱに扱うのが問題なのではなく、細部 détail にわたって身体に働きかけること、微細な強制権を身体に行使すること、力学の水準そのものにおける影響——運動・動作・姿勢・速さを確実に与えることが重要である。つまり、活動的な身体へおよぶ無限小の権力 pouvoir infinitésimal である（142=160）。

こうした権力の方法、すなわち「身体の運用への綿密な取締りを可能にし、体力の恒常的な束縛を揺るぎないものとし、体力に従順＝効用の関係を強制するこうした方法」（143=162）こそ、フーコーが『規律・訓練 discipline』として位置づけた当のものである。17世紀および18世紀に支配の一般的方式になったこの『規律・訓練』は、「単に他の人びとにこちらの欲する事柄をさせるためばかりでなく、こちらの望みどおりに、技術にのっとって、しかもこちらが定める速度および効用にもとづいて他の人々を行動させるためには、いかにしてこちらは彼らの身体を掌握できるか、そうした方法を定義する」ことで、身体の細部へと働きかけ、『従順な』身体を造り出すように働きかける（143=162）。

そして、この政治上の身体攻囲の様式は、解剖学さながらに『細部』を把握し、そこに向けて働きかけていくということの意義をフーコーは強調する。「学校や兵営や施療院や工場では、のちにやがて、諸規則・諸規程の精密さ、査察の細心の注意を払った視線、生活および身体のごく些細な事態にたいする取締りが、微細なるものと無限なるものへの、一途な信心にもとづくこうした計算に、脱宗教的な内容を、経済や技術中心の合理的組織化を与えるようになるだろう」（146=165）。そこでは、身体部位の細部だけ

でなく、些細な物質、些細な運動、些細な行動が観察され、取り締まられることになる。フーコーが「規律・訓練は、細部への一種の政治解剖学である」（145=163）と述べるのは、まさにこのような意味においてであった。「神学ならびに禁欲主義に含まれる一つの範疇」であった《細部》の卓越性を重視する大いなる伝統の上に、学校や軍隊における教育方法や訓育の形式における「細部重視策」とも呼べるような、細部へのまなざしが重ねられていったのである（145=164）。

3-2. 《規律・訓練》の諸技術とタブロー

ところで、《規律・訓練》は単一の権力の行使としてあるのではなく、いくつかの要素あるいはフェーズの総体として作用する。フーコーはその諸要素を「配分の技術」「活動の取締り」「発生・発達 *genèse* の編成」「さまざまな力の組立」として描いている。それら諸要素はさらにそのうちに複数の技術を含み込むことで機能するのであり、この意味で《規律・訓練》とはこうした諸要素と諸技術の総体として人々を攻囲する。「配分の技術」、すなわち「空間への各個人の配分」はその最初の処置である（147=166）。

寄宿制の私立学校や兵営、製造工場がそうであるように、「他のすべての者には異質な、それじたいのために閉じられた場所」への《閉鎖》と、そこでの個人の《位置決定》が行われる（147-8=166-168）。各個人には碁盤割り *quadrillage* の法則に基づいてそれぞれの場所が定められるのであり、「認識するための、統御するための、活用するための手段。規律・訓練は分析本意の空間を構成する」のである（148=168）。

さらに、規律・訓練の施設では能力や仕事や状況に応じて人々を分類し、系列化し、その全体をひとつの《絵図（タブロー）》へと組み立てる。たとえば工場では、個人個人を空間の中の配分し、この空間を生産装置に連結するのであるが、そこでは職工の「その力—頑健さ・迅速さ・熟練・粘り強さ—の個々の変数は、観察可能となり、評価され、記帳され、その力の特定の支配者たる人に報告されうるものとなる。このように個々の身体の系列すべてにわたって完全に読解可能な仕方では把握されると、労働の力は個人単位での分析が可能になるのである」（150=170-1）。こうして、個人が持つ「力」が系列本意の分類体系の中で分析され、「適切」に配置されていくと言える。

また、配分の技術においては、《序列》もまた重要である。規律訓練の施設においては、個人はその人が占める位置によって、すなわちある系列の中で占める位置、他の要素と区別される隔たりによって序列化され、規定されることになる。もちろん、その位置は相互に置き換えが可能なものとしてある限りにおいて、「それぞれの身体を定着させるのではなく配分して、ある諸関係の網目のなかにその身体を順次巡らせる、こうした位置決定によって、規律・訓練はそれぞれの身体を個別化するのである」（151=171）。このように規律・訓練の場において個人は、置かれる位置によって個別化され、序列化されるだけでなく、その配列の中を巡っていくことによって、つまりその位置変化その

ものとしても個別化されると言えよう。

ところで、フーコーが《規律・訓練》における「配分の技術」の一つの典型を18世紀の学校のうちに見出していたことに、私たちはあらためて立ち返るべきである。そこでは、細部にわたると同時に配分の技術を駆使する規律・訓練の空間としての「学級」が詳細に語られていく。

18世紀の学校に先立つイエズス会修道士学校においては、2-300人の学級のなかで生徒たちは10人単位の組に分割され、競争の形式で敵対していたが、この時代に学級はある仕方で同質的になったとフーコーは述べる。

しだいに — だがとりわけ1762年以降 — 学級の空間は広がって、学級は同質的になり、もはやそれを構成するのは、順番に配列されて教師の視線に入ってくるようになる、個々の生徒を中心にした諸要素にかぎられる。18世紀には、《序列》が、学校の秩序のなかでの個々人の配分という大がかりな形式を限定しはじめるのである。例えば、教室・廊下・運動場での生徒の整列、各自の宿題や試験にかんして各生徒に与えられる序列、毎週・毎月・毎年手に入れる序列、年齢順に並べられる学級の配置、難易度にもとづく教材ならびに課題の順番など。しかも、こうした強制的な配列の総体では、ひとりひとりの生徒はその年齢・成績・品行に応じて、占める序列がその時その時によって変わるのであって、つぎのさまざまな系列のいわば碁盤目のうえをたえず移動させられるわけである — ある系列の碁盤目は理念的なものであり知識のもしくは能力の階層秩序を明示し、別のは〔生徒の〕価値や成績のあの配列を学級や学校の空間のなかで具体的に表さなければならない。直線上に配置された間隔でもって順次明瞭に区分される空間のなかで、個々の生徒が順番に入れ替えられていく永久運動」（151-2=172）。

この空間において生徒たちはさまざまであると同時に一貫性をもつ尺度によって序列化され、「位置決定 emplacement」（166=191）をされるのであるが、そこに開かれた碁盤目の上に留まりつづけるのではなく、絶えず「位置移動 déplacement」（166=191）していくのである。この「系列本意の空間の編成」によって、教室という空間は「学ぶだけのみならず監視し階層化し賞罰を加える一つの装置」として機能することとなる（152=172-3）。それは生徒ひとりひとりの学習の進度や性格の良さや清潔さや両親の財産などについての教師の「分類本意の視線」によって序列化された「絵図（タブロー）tableaux」として顕現するような空間だと言えよう。言い換えるなら、それは建築物・部屋・内部設備などの配置を統制する現実上の空間に、生徒個々人に対する特徴・評価・階層秩序が理念上の空間として投影されるような「混成的な空間」に他ならない（153=173-4）。《規律・訓練》の主要な操作とは、こうした系列本意の空間の編成によっ

て、「雑然とした、無益な、もしくは危険な多数の人間を、秩序づけられた多様性 *multiplacités ordonnées* へ変える」ことにあるのである (153=174)。

なお、規律・訓練の主要な操作の一つとしての「絵図 (タブロー)」の構成は、教育の空間だけに働いた力学であるわけではない。「《タブロー》の構成は、18世紀の学問的、政治的、経済的な技術論の大問題の一つであった」(153=174) と語るフーコーは、生物の合理的分類や富裕化の原理として経済表、軍人の査察を集積した武力についての帳簿、施療空間の区分と病いの系統的な分類をこの技術論として例示している。「つまり、対になった多くの操作があるわけで、そこでは二つの構成要素 — 配分と分析、規制と理解可能性 — が相互に緊密になっているのである。18世紀にはタブローは、権力 *pouvoir* の技術の一つであると同時に知 *savoir* の手段の一つである。多種多様なものを組織化して、それを端から端までたどり統御するための或る道具の入手が重要であり、しかもその多様なものに《秩序》を課すことが重要なのである」(153=174)。こうして、規律・訓練が徐々に、しかし確実に社会を覆っていく。

そして、教育の実践的空間としての「学級」もまた、こうしたタブローを巡る権力と知が織りなす場に他ならない。この「混成的な空間」にどのような尺度が投影されるのかは、おそらく時代によっても場所によってもさまざまであり得る。いずれにせよ、この系列本意の空間を構成するペダゴジーもまた、この時代の《規律・訓練》と連動しながら立ち上がってくる知だったことをどれだけ強調しても、しすぎるということはないだろう。

3-3. 訓練される身体と発生・発達 *genèse* の発見

ところで、《規律・訓練》の技術は、「配分」すなわち空間への人間の位置付けだけで展開するものではない。それに加えて、時間を巡る「活動の取締り」が身体を攻囲していく。

古く、修道院が実践してきた「3つの主要な方策 — 拍子を付けた時間区分、所定の仕事の強制、反復のサイクルの規制 — は、たちまち学校や仕事場や施療院のなかで見出されるようになった。すなわち、古くからの〔時間割の〕図式のなかに、新しい規律・訓練が宿ることは困難ではなかったのであり、教育機関や救済援護施設は、多くの場合それらを併設している修道院の生活態度と規則正しさを受け継いでいた」(154=175)。その継承を示すように、初等教育の場ではこの時間たとえば19世紀はじめの相互教育の小学校で提案された時間割では「8時40分、教師の入構、8時52分、教師による集合合図、8時56分、児童の入構および祈り、9時、着席、9時4分、石版での第一回の書取、9時8分、書取の終了(…)」(154-5=176)のように、時間と活動が細かく規定され、結びつけられていく。こうした「時間の精密な碁盤目状の配分」(155=176)のもとで、すべてが有益な時間として組み立てられ、「その間はずっと身体が自分を働かせることに

専念したままである良質の時間」(155=177)が個人を捉えることになる。時間に対する正確さと専念、そして規則正しさが規律・訓練の場を覆うのである。

また、時間そのものの碁盤目状の配分だけでなく、身体の変態もまた、「時間上の要請に合致させる」方法によって捉えられていく。それは《プログラム》による、行為自体の磨きあげとして、「身振りをその連鎖の始めから終わりまで拘束し整える」ような、時間に則った活動の取締りに他ならない(156=178)。「行為は諸要素に分解され、身体の手足の、関節の位置は規定され、一つ一つの動作には方向と広がりとして所要時間が指示されて、それらの順序が定められる。時間が身体深くしみわたり、それにとまって権力によるすべての細部の取締りが行われる」(156=178)。それをフーコーは、行動についての「解剖面=時間区分面の図式 anatomochronologique」と呼んでいた。

さらに言えば、身体と客体との有機的な接続もまた、《規律・訓練》によって規定される当のものである。《規律・訓練》の実践のなかで明示される銃と身体との関係に例示されるように、身体と客体との間には、「配慮のゆきとどいた伝導装置のような組み合わせ」が作り上げられるのであり(157=179)、ここでも双方の細部が重視される。「動かすべき身体は諸要素(右手、左手、手のさまざまな指、膝、目、腕など)の系列と、操作する客体の諸要素(銃身、照門、撃鉄、ボルトなど)の系列、つぎにこの記号体系化は、いくつかの単純な身振り(押し当てる、まげる)によって、これら双方の諸要素を相互に関連させる」(157=179-180)。こうして、「伝統的な操作法にかわって、明瞭で強制的な規程がつくられる。身体と、それによって操作される客体とが触れあうすべての面に権力がすべりこんできて、両者を相互につなぎ合わせる。権力は、身体=兵器、身体=道具、身体=機械という一種の複合を作り上げるわけである」(157=180)。《規律・訓練》をめぐるこうした活動の取締りを通して見えてくるのは、まさしく「服従強制」の技術を通して組み立てられてきた新しい客体としての「権力によって操作される身体」であり、「訓練に属する身体」、「効力ある訓育に属する身体」である(159=182)。機械論的身体にかわって現れたこの訓練・訓育・矯正・教育に属する身体こそが、この《規律・訓練》の形式による偉大な発見・発明だったことをあらためて強調しなければならない。細部において捉えられ、空間に配置され、個別化され、時間に浸透されながら行為を磨き上げられ、モノと接続される身体。この《規律・訓練》に晒された身体こそ、教育学にとっての身体のあるべき端緒だと言えよう。

ところで、規律・訓練の技術のうちで、「配分」および「活動の取締り」に続いてフーコーが確認する「発生・発達 *genèse*」という概念もまた、規律・訓練の契機としての教育的なまなざしのあり方を示している。「空間を分析し、人々の活動を分解し再編する規律・訓練は、さらにまた、時間を加算して資本化するための装置としても理解されなければならない」(161=185)とフーコーは述べ、時間の分割による発達段階の設立とそこへの教育的-矯正的関わりを規律・訓練の技術として捉えていた。時間を区分され調整

された段階へと分割し、その諸段階を分析的な図式に基づいて編成するとともに、それぞれの段階に見合った目標を設定し、試験を通してその到達を評価するような装置としても、規律・訓練は理解されなければならないとされる(161-162=185-6)。ここには「まさしく分析本意のペダゴジーが完全に形づくられているわけであり、それは細部にわたってきわめて緻密であり(それは教育素材をごく単純な構成要素にまで分解し、進歩発達の各局面を密接につながりあう段階として階層化する)」規律・訓練の技術があるのである(162=187)。18世紀のイデオログ達に先立って、この「発生・発達」という思考様式が、軍事学校や職能訓練学校あるいは相互教育の学校の教育実践のうちで技術モデルとして発見され、広がっていったと言える。

規律・訓練の方式によって、線形の時間が出現するわけで、その一刻一刻は相互に統合され、その時間は最終的な安定した地点へ向かって方向を定められる。要するに、《進化発展 évolutif》の時間。ところで思い出しておく必要があるのは、同じ時期に、行政面と経済面の管理技術によって、系列化・方向設定・累積を中心としたタイプの社会的時間が出現していた点であって、つまりこれは《進歩発達 progrès》との関連での或る進化の発見である。他方、規律・訓練の技術は個人重視のもろもろの系列を出現せしめるわけで、つまりそれは《発生・発達 genèse》という、18世紀のこの二大《発見》こそは多分、権力の新たな諸技術と相関的であろうし、より正確に言えば、時間の管理と活用における、線分単位の分割や系列化や総合ならびに総体化などの新たな方法と相関的であるにちがいない(163-4=188)。

社会の進歩という観念と個人の発達という観念との相関。この「発生・発達 genèse」という様式が教育学に対して有する意味は思いのほか大きい。この観念によって、個人の変容は「発達」として語られることが可能になる素地を得たのである。

さらに、規律・訓練は個人の「個人性」を造り出すことも看過されてはならない(175=200)。碁盤目状に配分された時間上に、それぞれに区切られた段階が配列され、そのうちで個人が能力に応じて訓練されていくのであり、そうした個人が位置づけられる段階はいまや、彼自身の発達段階を象徴するものとなるだろう。

ともかく、個人性－発生・発達を中心とする小さい時間的連続体 le petit continuum temporel de l'individualité-genèse こそは、個人性＝独房もしくは個人性＝有機体と同様に、規律・訓練の一つの効果ならびに一つの目的であるように思われる。(…)。ある最終的状態へ向かって人間の行動の方向を変えることによって、訓練は、あるいはこの終局との関係での、あるいは他の個々人との関係での、あるいは或る型の進路との関係での、個人の果てしない特徴表示を可能にする。こうして訓練は

持続と強制を旨とする形式をとおして、成長と観察と視覚付与を確保するのである。(164=189)

こうして規律・訓練は個人を攻囲していった。

ただし、私たちはここで踏み留まることなく、この規律・訓練が社会体を覆っていったその過程へと目を向けていこう。そこでは、学校や工場で展開する規律・訓練とは異なる線分を描きながら都市を覆っていく、分割と差異化の様式が確認されるだろう。病を対象として生じるこの規律・訓練の様式とある思想家によるその一般化の構想が本章の主たる関心である。

4. パノプティコンから規律・訓練の社会へ

本研究の最後をなす本章では、病いをめぐる規律・訓練のまなざしが都市と人々を覆い、その勢力を変異させていく様を確認していくこととする。そのために、『監獄の誕生』第三部第三章、「一望監視装置」と題された箇所において、一望監視と呼ばれる視線の生起について述べるフーコーの言葉を紐解いていこう。その際に着目するのは、同章の冒頭に置かれた、癪病とペストという二つの感染症へと講じられた対策に関する対比的な図式である。癪病の際は、その病者は特定の場に閉じ込められるのに対し、ペストが発生した場合には、病者は単に閉じ込められるのではなくむしろ、その病者を起点としながら、感染者の発見された都市の一区画を閉鎖し管理するという技法を働かせることによって、ある空間とそこにいる個別の人々を管理していたのであり、実のところパノプティコンは、こうした二つの図式の延長線上に置かれるものなのである。ところで、ここで関心を払うべきは、ペストなる病を起点とし生成してくるであろうパノプティコンとは、単に建築学的な形式を持つのみならず、規律・訓練というテクノロジーが社会それ自体を覆っていくことを可能にするものとしても確認できるという事実である。本章ではこうした関心事のもと、フーコーの論を追っていくことになる。

4-1. 排除の祭式から微細な管理へ

さて、差し当たり以上のことを確認したうえで本節では、こうしたパノプティコンを可能にする社会の機制が形成される過程を追っていくために、癪病において病者を取り扱う手法として採用されていた排除の祭式について確認していこう。

癪病は排除の祭式をもたらし、その祭式は＜大いなる閉じ込め＞のモデルおよび言わばその一般的形式をある程度まではもたらしたのは事実だが、ペストのほうでは、規律・訓練の図式をもたらしした。ペストが招きよせた事態とは、人々を一方と他方に区分する二元論的で集团的な分割であるより、個人化を行う配分であり、監

視および取締りの深くゆきとどいた組織化であり、権力の強化と細分化である。
(200=231)

癪病が流行した際、そこに発見された感染者は、「投棄、追放＝封じ込め」の対象であり、こうしたことをフーコーは排除の祭式として表現しているのである。また、感染者に対しては、ある種の医療的な介入が行われたのではなく、社会の特定の閉鎖空間へと追放され、封じ込められるのみであったという点に注意が必要である。ゆえに、感染者をそうした場に幽閉すると言う出来事とは、排除の祭式に基づいた「清浄純粋な共同体」の構築を意味するのである。したがって、フーコーの語るこの時点での社会を貫く構図とは、端的に言って正常な人々が住まう場と、そうではない（狂人、乞食、放蕩者、癪患者などをひとまとめに指示する語であろう）異常な人々が閉じ込められるがままにされる特異な場という二元論的なモデルになるのである。

それに対してペストの場合では、病それ自体は排除の対象とみなされることはない。むしろ、ペストにおいて行われた実践とは、単に感染者を排除するのではなく、感染者が発見された場に対し、規律・訓練的なテクノロジーに基づいた管理を行うということである。ここで重要なのは、単に病人と非－病人とに「一方と他方に区分する二元論的で集団的な分割」なのではなく、病者が発見された都市の一角、その区切られた空間（集団）を個別に取り扱うという「個人化を行う配分」である。そこでは、病者が発見された町の住人たちは、個人別に取り扱われ、個々人の間での差異に基づいて徹底した管理のもとに置かれるようになる。すなわち、個々人を細かに観察することで差異を発見し、「生存者・病者・死者」といったカテゴリに基づいた布置のうちに配置され監視のもとへと置かれるようになる。

閉鎖され、細分され、各所で監視されるこの空間、そこでは個々人は固定した場所に組み入れられ、どんな些細な動きも取り締まれ、あらゆる出来事が記帳され、中断のない書記作業の中枢部と周辺部をつなぎ、権力は、階層秩序的な連続した図柄をもとに一様に行使され、たえず各個人は評定されて、生存者・病者・死者にふり分けられる。(199=230)

病を規律・訓練のテクノロジーで捉えるということ、それはまさに、社会の人々を二元論的に分割し、病者を閉じ込めるのみであった「分割の実践」とは別に、ある病を一つの対象にしながら、生存者・病者・死者というような、その病に際して個々人の間に見出される差異に基づいた段階的なカテゴリに人々を配分するという「差異化の実践」が社会の内部に生じてきたことを意味するのである。

4-2. 排除と管理、二つの図式が接近すること

しかしながら、私たちは、この二元論的な「分割の実践」と「差異化の実践」とは、実のところ、前者から後者へと単線的に、そして段階的に移行するのではないということを、フーコーの言葉から読み取らなければならない。本節ではこのことを追っていくことにしよう。

したがって、あい異なるが矛盾しない図式なのだ。徐々に両者の図式が接近するのが見られる。しかも、癪者がその象徴的住人であった（そして乞食や放浪者や狂人や凶暴者が實際上の人口を形づくっていた）排除空間へ、規律・訓練的な碁盤割りに特有な権力技術が適用されたのが十九世紀の特色である。(201=232)

フーコーによれば、この二つの図式とは対比的に理解されるものというよりもむしろ、「あい異なるが矛盾しない図式」として捉えられなければならない。なぜなら、病を規律・訓練的なまなざしに基づいて攻囲していくということ、それは、「癪者がその象徴的住人であった排除空間」に対し碁盤割りのな、差異化に基づく配分の実践を行うことを意味するからである。「《癪者》をいわば《ペスト患者》のように扱うこと、監禁の雑然たる空間へ規律・訓練の緻密な細分化を投影させること、権力のおこなう分析的配分の方法でその空間に対処すること、排除された者を個人別に取り扱うこと」(201=232)、こうしたことが、この二つの図式が交叉する地点において行われている事柄なのである。

こうした、二つの実践が作動している瞬間を、今日のわれわれは様々な制度的な施設の内部に見出すはずである。「たとえば、精神病院や懲治監や感化院や未成年者矯正施設が、そして部分的には病院が、一般的には、個人別の取締りを旨とするすべての段階〔の施設〕が、二重の様式で機能するのである」(201=232)。このように、ペストに見られたような、「分割の実践」と「差異化と配分の実践」とは、様々な規律・訓練が作動する領域において、個人を取り扱う二重の様式として働いているのである。そして、画期的な監視と矯正の装置であるパノプティコンとは、まさにこの地点に位置づけられなければならない。「ベンサムを考えついた〈一望監視施設〉は、こうした組み合わせの建築学的形象である」(202=233)。

しかしながら、この異常者の閉じ込めを旨としたものは、規律・訓練を語るうえで、一つの側面しかとらえていないようである。このことを、私たちは次のフーコーの言葉からうかがい知ることになる。

規律・訓練には、したがって二つのイメージがあるのだ。一方の極には封鎖としての規律・訓練が、つまり周辺部で確立される閉鎖的な仕組があり、しかもそれは

悪の阻止、情報伝達の遮断、時間の中断などの消極的機能を完全に目指すのである。反対の極には、一望監視方式をふくむ機構としての規律・訓練がある。すなわち権力の行使をより速かな、より軽快な、より有効なものにしつつ、それを改善しなければならない機能的な仕掛けであり、来たるべき或る社会のための巧妙な強制権の構想である。(210=244)

このように、たとえばペストが発生した場合に生じて都市の一角が封鎖され、人々を閉じ込め、管理していくこと、これはあくまでも規律・訓練が持つ「一方の極」の説明ということになる。フーコーはこの前者の極を「例外中心の規律・訓練」(210=244)と言い換えてもいる。そして、ベンサムが構想した「一望監視」とは、いまだ検討していない「反対の極」に位置づけられる。これは、「権力の行使をより速かに、より軽快なものにする機能を担うものであり、このモデルをフーコーは「監視の一般化の図式」と表現している。フーコーによれば、この「例外中心の規律・訓練の図式」から「監視の一般化の図式」への移行とは、「規律・訓練装置の漸進的な拡張であり、全体社会に及ぶその装置の多様化であり、概括して名付けようとすれば、規律・訓練的な社会の形成」であるという。最後に、パノプティコンを超えて、「規律・訓練的な社会」の成立の場面にまで足を運ぶことにしよう⁵。

4-3. 社会を覆う規律・訓練

前節の手前で引用したフーコーの言葉に見られるように、ベンサムの構想であるパノプティコンとは、癪病の二元論的な分割の実践と差異に基づく配分の実践とが交叉する地点において初めて語りえたものなのである。しかしながら、フーコーの言葉を正しく追っていくならば、ペストという例に見られたような規律・訓練のモデルは、あくまでも「規律・訓練の例外的なモデル」であり、「全く荒々しいモデル」であるようだ。なぜなら、ペストに際して作動する規律・訓練的な管理の実践とは、あくまでも二元論的な分割の実践に伴って産出された異常性に対してのみ機能するからである。そうであるがゆえに、この時点で規律・訓練とは、閉じ込めの中においてのみ機能する。それでは、この「例外的なモデル」とは異なるとされる一望監視のモデルはどのようなものであるか。

一望監視の図式は、消え去りもせず自分のどんな性質をも失わずに、社会体のかへ広がる性質をおびている。つまり、一望監視の資質はその社会体において一般化された機能となることにある。(209=242)

フーコーによれば、パノプティコンの図式とは、「消えさりもせず、自分のどんな性質

をも失わずに、社会全体のなかへ広がる性質をおびて」いる。このモデルは、異常な例外事態に際して限定的に機能するよりもむしろ、「〔さまざまな力の〕増幅の役目をもっている」のである（209=242）。パノプティコンにおいて重要なのは、「社会の諸力を一段と強くすること——生産を増大し、経済を発展し、教育をひろげ、公衆道徳の水準を高める」ことなのである（209=242）。すなわち、前者のペストのモデルにおいて規律・訓練は、ある例外的な事態が生じたときにのみ人々を監視し管理し、種々の差異を発見しそれに基づき配分することで対処する。それに対し後者のパノプティコンのモデルでは、例外的な事態に限らず社会体を覆うように機能する可能性を有している。一望監視においては、ペストに見られたように閉じ込めの内部のみで機能するのではなく、「規律・訓練を《閉じ込めの外に出して *désenfermer*》、それを社会体全体のなかで、広く多様に多価値的に機能させうるか」が問題なのであり、「ベンサムはこうした規律・訓練を、いたるところに常時目を光らせ社会全体に隙間も中断もなく及ぶ網目状の仕掛けにしようと夢想」したのであった（210=243）。いまや求められるのは、規律・訓練を閉じ込めの内部に限定せず、社会体の全体を覆うように機能させることなのである。「一望監視の配置はこうした一般化の定式を示す」（210=243）はずである。

ただし、こうした規律・訓練の一般化はベンサム一人の力によるものではない。むしろ、「権力のベンサム流の物理学がその確かな証拠を表わす、規律・訓練訓練のある一般化のすべては古典主義時代に行われた」のであり、その時代に多様化し、広範な範囲を占めていった規律・訓練の制度の網の目の拡がりそれがそれを準備していったのである。こうして、「隔たった地域、特権的に扱われた場所、状況に応じた処置、もしくは個別的モデルであったものが、いまや、一般的な定式となるわけである」（211=244）。

そしてフーコーは、「規律・訓練の諸制度のこうした拡張は、しかしながら、いっそう深部で起こった各種の過程の最も顕著な側面にすぎまい」（211-244）と述べながら、その原理を、規律・訓練の「機能面の逆転」、「分散移転」、「諸機構の国家的管理」の三つ組みとして論じている。最後にこの点を確認することで、パノプティコンという規律・訓練の機能の最も高められたモデルを浮き彫りにしよう。

第一に「規律・訓練の機能面の逆転」についてである。フーコーによれば、「もともと人々が規律・訓練」に求めていたのは、ペストのような悪疫や強奪といった犯罪という「もろもろの危険の消去」であり、そうした危険性を有した人物を「一箇所にとどめたり」することであったという（211=244）。それに対し、今後の規律・訓練では、「危険の消去」が求められよりもむしろ、「個々人の効用を高める」ことが求められる（211=244）。それは「略奪や脱走や部隊の反抗」を防止するような手段というよりも、「ますます行動の目的化をうながして、もろもろの身体を或る仕組みのなかへ、もろもろの力を或るエコノミーの中へ組み入れる」ことが目指されるようになるということであり、それは先に示した「〔様々な力〕の増幅の役目」を担う規律・訓練の姿と重ねあわせ

れるものだと言える（211=244）。

第二に「規律・訓練の諸機構の分散移転」について。これをフーコーは「規律・訓練の機関が多様になる」ことで、むしろこの機構は「《制度化を脱する》傾向」を持つものとして論じている。すなわち、「緊密にまとまって重々しい〔過去の〕規律・訓練は解体して、しなやかな取締り方式、移し替え取り込みうる取締り方式に変わるわけである」（212=246）。そこではまた、ある規律・訓練の機関が自らの機能に加えて、「側面的な取締りの布置」を組み込むことも生じる。

たとえば、学校においては「単に従順な子弟の育成のみ」を行うにとどまらず、「その両親を監視し、彼らの生活様式や資産や信仰心や気持ちを調べ上げる」ことで「学校は、成人にまで目を光らせて定期的な取締りを彼らに加えるための、言わば小型の社会的監視施設を形づくる傾向を帯びる」のである（212=246）。子どもたちを学校で監視するのみならず、子どもの両親さえもが学校的な監視の対象となっていく。こうした事態は医療についても同様であり、そこでは大掛かりな病院施設の代わりに「小規模な病院」を作ることで、「地区の患者を受け入れるのみならず、さらには、情報を集めたり、風土病や伝染病の現象を警戒したり、無料診療所を開いたり、住民の相談にのったり、行政当局に地域の保健衛生状態を知らせたりする」ことで、医療的監視のための拠点が社会の各所に形成されていった（212-213）。

第三に「規律・訓練の諸機構の国家的管理」についてである。ここで注目されるのは、国家装置のうちにある、治安職（ポリス）と呼ばれる特殊な権力機構である。この治安職は国王の直接の意志に応じると同時に、「社会の下層からの請願に応じる力」を持つがゆえに、社会体のなかの「細部」にまで眼を光らせる無限小の政治権力である。そして、「十八世紀の治安職は、犯罪者の追及における司法上の補佐、ならびに陰謀や反権力運動や叛乱の政治的規制のための道具、という自分の役割に、さらに規律・訓練の機能を付け加えているわけである。それは複合的な機能だ、というわけは、その機能は国王の絶対権力を、最もささやかな権力段階と結びつけるからであり、例の各種の閉ざされた規律・訓練施設（仕事場、軍隊、学校）のあいだに媒介的な網目をひろげて、それら施設が介入しえない場所で作用し、非規律・訓練的な空間を規律・訓練化するからである」（215=250）。それゆえ治安職は、諸々の施設、制度では狭間に落ち込んでしまい、対処しきれないような問題に介入するような「組織間隙的な規律・訓練ならびに高次の規律・訓練」なのである（215=250）。このように、十八世紀の治安職の組織のうちに、国王と民衆を結びつけ、社会体の「細部」に介入していく形で国家規模に達する規律・訓練の一般化が許容される可能性を見ることができると言えよう（215=250）。

ただし、このような拡張を経て作動してきた規律・訓練が、国家権力によって吸収されたというのは不正確であるということにフーコーは注意を促している。むしろ「《規律・訓練》は、或る施設ともある装置とも同一視されえない。それは或る型の権力であ

り、その権力を行使するために道具・技術・方式・適用水準・標的をとまなう或る様式」なのだ(216=251)。この意味で、意味と価値を同じくするこの様式がさまざまな地点において作動していくと考えなければならないのであり、さまざまな施設や制度や装置がこの技術・様式の担い手となっていく。具体的には、『専門的な』施設としての矯正施設、規律・訓練を根本的な道具とする学校や病院、「内的な権力機構を強化し直すか再編成するか的手段を規律・訓練に見出す」父親や親方などの既存の権力の諸段階、すでに規律・訓練を原則とした諸装置、そして社会の規模で規律・訓練を行き渡らせることを機能とする国家装置である(216=251)。こうして、社会は規律・訓練によって彩られていったと言えるだろう。

最後に、パノプティコンを規律・訓練の歴史の流れのなかに位置づけたフーコーの言葉を確認しよう。

したがって、一種の社会的《検疫期間》といえる閉ざされた規律・訓練にはじまって《一望監視方式》という際限なく一般化しうる機構に至る例の動きの中でのみ、ある規律・訓練的な社会の形成について完全に述べる事が出来るわけである。とはいっても、権力の規律・訓練的な様式が他のすべての様式にとって替わってしまったからではなくて、その様式が他のすべての様式の中にしみ込んで時としてそれらを失効させる場合があっても、大抵はそれらの媒介として役立ち、それらを相互に結びつけ、それらを延長して、とりわけ、それらの最も細かく最も離れた構成要素にまで権力の効果を及ぼすことを可能にさせるからである。その様式は権力関係の極微な配分を確実にするのである」(216=251)。

このように、教育の文脈の一部において立ち上がった規律・訓練が監獄や病院、様々な矯正施設へと浸透し、種々多様でかつ一般的な人々を対象とするテクノロジーとなり、ついには社会を覆うまでになったということ、この点を見落としてパノプティコンを語るということはできないのである。

5. 終わりに

これまで、フーコーを拠り所として教育を語る際に私たちは、『規律・訓練』の権力が配備するパノプティコンの構成が教育空間としての教室へと浸透し、そこに可視性の罫を仕掛け、生徒達を監視のまなざしによって貫いてきた、と素朴に語ってきた。そうした語りは実のところ、「教育それ自体は素朴なまでにポジティブな営為である。しかしそこに権力が入り込むことで教育は不当にも抑圧の場となる」という言説とどこまでも地続きである。この意味でパノプティコンは、権力の侵入を可能にする装置として読まれてきたのであり、そのように読むことを教育学者が自ら欲していたとするなら、それは

純粹無垢な教育が権力によって汚されるという図式に私たちがいつの間にか浴していたからに他ならない。近代教育を批判することによって、逆説的にも教育というものをどこまでも無垢なものとして批判のまなざしから遠ざけておこうと欲した無意識の欲望が垣間見えるかのようだ。

しかし、『監獄の誕生』の再読を通して確認されたのは、教育こそが規律権力を作動させる契機そのものであるということだった。パノプティコンはあくまでもこの規律・訓練が各所を覆っていったその延長線上において生起したベンサム自己的梦想に過ぎない。あるいは、夢想であるがゆえに一般化可能性を持ち、社会全体へと規律・訓練が広がっていく重要な役割を果たしたと言うべきかもしれない。いずれにしても、因果を転倒させて、権力の技術たるパノプティコンが近代教育の教室の構成を生み出したという図式に私たちが開き直すことはあまりにナイーブだと言える。もちろん、19世紀に社会を覆っていった規律権力の作用モデルたるパノプティコンが、後にさまざまな施設や学校へと一定のかたちで反響していくことは、歴史のひとつの事実であっただろう。本研究はそうした反響までも一緒に否定してしまうものではない。

おそらく私たちは問題の図式を取り違えて来たのではないだろうか。近代教育が権力的であるか否かが問題であるのではないし、権力的であるから問題なのでもない⁶。むしろ、近代教育を批判することによって名指すことさえ避けてきた「教育」、守ろうとした「教育」が、実のところ規律・訓練の権力の内実として作動してきたこと、一つの価値として教育実践のみならず、司法制度や医療、労働の諸領域へと浸透していったこと、そして、パノプティコンというベンサムの夢想もまた、そうした「教育」と深く繋がっている規律・訓練の多様な諸制度の網目の上に生成し、それ以降の社会を覆っていったことを確認出来ればここでは充分である⁷。

注

1. フーコー 1977、『監獄の誕生』、田村訳、新潮社 = Foucault, M. 1975, *Surveiller et Punir*-naissance de la prison, Gallimard.

本論中の引用に際しては基本的に訳書の頁数を括弧内に記載する。ただし、その際には適宜改訳を行っている。

2. 例えば以下。宮澤康人 2002、『教育文化論』、放送大学教育振興会。木村元・小玉重夫・船橋一男 著2009、『教育学をつかむ』、有斐閣。

3. 改革者の構想においても依然として人々に恐怖を与えることが目的とされていることを看過すべきではない。この点と関連してフーコーは、無期の奴隷状態という刑罰を提案したベッカリアの言葉を参照しながら、次のように述べている。「それは死刑以上に身体的に残酷な刑罰だろうか。彼によると、全然そうではない、なぜならば、奴隷状態が与える苦しさは受刑者にとっては、今後生きていくべき、細分される時間と同じ量だけの小部分に分たれているからである。したがって、限りなく分割できる刑罰、エレア学派的な（古代ギリシアの哲学の一派）刑罰であり、たちどころに身体刑と結びつく死刑の懲罰よりもはるかに苛酷でない刑罰なのである。反対に、これらの奴隷を見たり心に

描く人々にとっては、彼らが耐える苦痛は、ただ一つの観念に集められるのであり、奴隷状態に一瞬一瞬のすべては、死刑の観念よりも恐ろしいものになる一つの表象に集約されるのである」(97=113)。

4. この点と関連してフーコーは次のような例を挙げている。「こうして処罰の都市がどのように想定されるべきか、その次第はつぎのとおりである。四辻、公園、つくりかえられる道路や建造される橋、万人に開放される仕事場、人々が見学しようとする鉱山の奥底など、こうした場所に、懲罰教示のいわば小舞台を多数もうけるわけである。(…)その点からして、一般の見学者が占める場所は決まってくるのであって、人々は実際には起こらない、ある種類の残酷な事態を信じる場合もありうるのだ。しかし、こうした苛酷さが実際のものであれ増幅されたものであれ、本質的な事柄は、その苛酷さが〔刑罰の〕厳密な経済策にもとづいて、あらゆる教育になっている、つまり、それぞれの懲罰が一つの教訓物語になっているという点にある」(117=133)。
5. こうした指摘については、小松佳代子『社会統治と教育 ― ベンサム教育思想』に詳しい。とりわけ同書の2章において『監獄の誕生』の読解をしつつ、ベンサムの構想したパノプティコンの内実に対する指摘は、本研究の関心事と呼応するものであり、本章も氏の論究より強い示唆を受けたものである。
6. フーコーが権力を暴力としてではなく、肯定的で生産的なものとして位置づけていたことについての精緻な研究として、以下を参照した。廣瀬浩司 2011、『後期フーコー』、青土社。
また、フーコーの権力を、暴力・支配とは明確に切り分け、自由との関係のうちで分析した研究としては以下を参照した。宮川幸奈 2017、「フーコーの自由概念の射程」『教育基礎学研究』第14号、九州大学教育基礎学研究会、pp33-48。
7. 本研究はJSPS 科研費16K17390の助成を受けたものである。